

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対する修学資金や、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない潜在保育士の再就職支援のための準備に必要な費用（以下「修学資金等」という。）を貸し付けることにより、保育人材の養成及び確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 修学資金等の貸付は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「保育士」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する者をいう。

2 この要綱において、「養成施設」とは、法第18条の6第1号に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(貸付対象者)

第4条 修学資金等の貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 青森県内に住民登録をしている者であって、青森県内の養成施設に在学し、卒業後、保育士として青森県内に従事する意思を有していること。
- ② 学業優秀であること。
- ③ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金等の貸付が必要と認められる者。
- ④ 他都道府県が実施する修学資金を借り受けていないこと。

(2) 就職準備金貸付

青森県内に住民登録をしている者であって、保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者、かつ青森県内の以下に掲げる施設又は事業を離職後、1年以上経過した者又は当該施設等に勤務経験がなく、保育士として別表第1に掲げる施設等に新たに週20時間以上勤務する者であること。

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

⑤ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園

（貸付期間）

第 5 条 保育士修学資金貸付の貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、2 年間を限度とする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年したと県社協会長（以下「会長」という。）が認める期間中もこれに含めることができる。なお、正規の修学期間が 2 年間を超える養成施設に在学している場合は、第 6 条第 1 項(1)に掲げる額のうち、基本額（学費相当）の 2 年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

2 就職準備金貸付の貸付にあたっては、同一の貸付対象者に対し、1 回限りとする。

（貸付額及び利子）

第 6 条 修学資金等の貸付金額は、それぞれ次のとおり定める額とする。

(1) 保育士修学資金貸付

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 基本額（学費相当） | 月額 50,000 円以内 |
| ② 入学準備金（貸付の初回に加算） | 200,000 円以内 |
| ③ 就職準備金（卒業時に加算） | 200,000 円以内 |

- ④ 貸付申請時に下記ア、イのいずれかに定める者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1 月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算（以下「生活費加算」という。）をすることができるものとする。

ただし、生活費加算と生活保護の受給を同時に受けることはできない。

また、基本額（学費相当）を貸し付けずに、生活費加算のみを貸し付けることはできない。

ア 貸付申請時において生活保護受給世帯の者であって、養成施設に就学する者

イ 申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度又は当該年度において、

次のいずれかの措置を受けた者

イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税

ロ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免

ハ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免

ニ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(2) 就職準備金貸付

200,000 円以内

ただし、申請内容を踏まえ、保育所等への就職に当たって必要と認める額を 200,000 円を限度として加算し、貸付けすることができるものとする。

2 利子は、無利子とする。

(貸付けの申込み)

第 7 条 修学資金等の申込み方法は以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

① 保育士修学資金貸付を受けようとする者（以下「修学資金貸付申込者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）に養成施設の長の推薦状（様式第 2 号）に世帯全員の記載のある住民票を添えて会長に提出するものとする。

② 生活保護受給世帯の者が、養成施設への入学前に貸付申請する場合は、保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）に次に掲げる書類を添えて、直接会長に提出するものとする。

ア 修学資金貸付申込者が高校生である場合は、高校の調査書又は内申書。

それ以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就業意思等を記載した書面

イ 修学資金貸付申込者の居住地を管轄する福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）等が発行する生活保護受給証明書

2 会長は、前項(1)②の規定により申請書が提出された場合は、福祉事務所長に対して、保育士修学資金貸付申込者自立助長の効果に関する意見書（様式第 2 号-2）の提出を依頼するものとする。

3 会長は、前項に規定する福祉事務所長の意見書の回答を確認し、保育士修学資金の貸付対象者としての選定を行い、養成施設への入学選考前に修学資金貸付申込者及び福祉事務所長に対して貸付の可否を通知するものとする。

(2) 就職準備金貸付

就職準備金貸付を受けようとする者（以下「就職準備金貸付申込者」という。）は、就職準備金貸付申請書（様式第 1-②号）に保育士証の写し及び世帯全員の記載のある住民票を添えて会長に提出するものとする。

(貸付けの決定等)

第 8 条 会長は、前条の規定により申請書を受理したときは、修学資金等の貸付けを行うかどうか決定しなければならない。

2 会長は、修学資金等の貸付けを行うことを決定したときは、保育士修学資金貸付決定通知書（様式第 3-①号）又は就職準備金貸付決定通知書（様式第 3-②号）を修学資金貸付申込者又は就職準備金貸付申込者(以下「貸付申込者」)に交付しなければならない。

3 会長は、修学資金等の貸付けを行わないことを決定したときは、保育士修学資金（就職準備金）貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）を貸付申込者に交付しなければならない。

4 第2項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金貸付契約書（様式第5-①号）又は社会福祉法人青森県社会福祉協議会就職準備金貸付契約書（様式第5-②号）（以下「貸付契約書」という。）に貸付申込者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出し、契約を交わすものとする。

5 会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合は、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知（写）等を修学資金貸付申込者から提出させるものとする。

(1) 高校生であって、高校卒業後、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

(2) 前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

（連帯保証人）

第9条 貸付申込者は、連帯保証人を立てなければならない。貸付申込者が未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付申込者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで貸付申込者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は、貸付申込者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、貸付申込者と同一市町村に居住する者とする。ただし、貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 本事業により貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長に連帯保証人変更願（様式第15号）を提出し、承認を受けなければならない。

（貸付けの方法等）

第10条 会長は、第8条第4項の規定により契約を交わしたときは、速やかに貸付申込者に貸付金を交付しなければならない。

2 保育士修学資金貸付は、貸付契約書で定める月から貸付契約の相手方が養成施設を卒業する日の属する月までの間、毎月貸付けするものとする。

3 保育士修学資金貸付の貸付金は、毎月10日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）

に分割又は月決めの方法により交付する。

- 4 保育士修学資金貸付の各種加算（生活費加算を除く。）及び就職準備金貸付は、貸付契約書で定める交付日に貸付けするものとする。
- 5 貸付金の交付は、貸付申込者又は貸付申込者の法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みにより行うものとする。

（貸付契約の解除）

第 11 条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑥ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑦ その他保育士修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 就職準備金貸付

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ 其他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、保育士修学資金貸付被貸付者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで保育士修学資金貸付を行わないものとする。

3 会長は、被貸付者が貸付契約の解除届（様式第 6 号）により修学資金等の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その貸付契約を解除するものとする。

（返還の債務の当然免除）

第 12 条 会長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、青森県内（国立児童自立支援施設等（別表第 2）において業務に従事する場合は、全国の区域とする。

また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、青森県及び当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等（別表第 3）において児童の保護等に従事し、かつ 5 年間（過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 33 条に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。以下同じ。）が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育士修学資金貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 就職準備金貸付

- ① 青森県内の別表第 1 に掲げる施設等において児童の保護等に従事し、かつ 2 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 被貸付者は、第 1 項(1)①及び(2)①の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第 7-②号）に業務従事期間満了報告書（様式第 8 号）を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 被貸付者は、第 1 項(1)②及び(2)②の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第 7-②号）に医師の診断書を添えて会長に提出しなければならない。

ただし、被貸付者が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が提出するものとする。

- 4 会長は、第 2 項若しくは第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定により修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第 7-②号）を受理したときは、本事業による貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除するかどうかについて

て決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第 13 条 被貸付者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を記載事項変更届(様式第 9 号)により会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。
 - (5) 修学資金等の貸付けを辞退しようとするとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき(第 9 条第 4 項に該当するときは除く。)
- 2 被貸付者は、その業務に就き、又はその就業先若しくは就業地を変更し、若しくはその業務に従事しないこととなったときは、業務従事届(様式第 10 号)又は業務等変更届(様式第 11 号)を速やかに会長へ届け出なければならない。
- 3 連帯保証人は、被貸付者が死亡したときは、速やかに被貸付者死亡届(様式第 16 号)を会長に提出しなければならない。

(返還)

第 14 条 被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するときは(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 2 項に定める期間内に貸付を受けた修学資金等を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 保育士修学資金貸付被貸付者においては、養成機関を卒業した日から 1 年以内に保育士登録しなかったとき。
 - (3) 被貸付者が、青森県内において第 12 条第 1 項(1)①又は(2)①に定める業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しなかったとき。
 - (4) 保育士修学資金貸付被貸付者が、従事期間が 5 年(過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては 3 年)に達する前に保育士として第 12 条第 1 項(1)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。(業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のため第 12 条第 1 項(1)①に規定する業務に従事できなくなったときを除く。)
 - (5) 就職準備金貸付被貸付者が、従事期間が 2 年に達する前に第 12 条第 1 項(2)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。
 - (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により定める期間については、次のとおりとする。

- (1) 保育士修学資金貸付については、貸付を受けた期間（入学準備金は貸付初月、就職準備金は貸付最終月に含み、第 11 条第 2 項の規定により貸付が行われなかった期間を除く。以下同じ。）の 2 倍に相当する期間。ただし、生活費加算を受けている者については、貸付を受けた期間の 3 倍に相当する期間。
 - (2) 就職準備金貸付については、6 か月以内の期間。
- 3 被貸付者（被貸付者が死亡したときは、連帯保証人。次項において同じ。）は、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、速やかに返還計画書（様式第 12 号）を会長に提出しなければならない。
 - 4 前項の規定により返還計画書を提出した被貸付者が、修学資金等の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更届（様式第 13 号）を会長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第 15 条 会長は、保育士修学資金貸付被貸付者が、貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している場合であって、返還債務履行猶予申請書（様式第 14 号）の提出があったときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 会長は、被貸付者が次のいずれかに該当する場合であって、返還債務履行猶予申請書（様式第 14 号）の提出があったときは、次に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ただし、第 11 条第 1 項(1)の⑤及び(2)の④の規定により、修学資金等の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 青森県内において、返還免除対象業務に従事しているとき
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
- 3 会長は、返還債務履行猶予申請書（様式第 14 号）を受理したときは、貸付額の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第 16 条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 青森県内において2年以上第12条第1項(1)①に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(4) 青森県内において1年以上第12条第1項(2)①に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

2 前項の規定による裁量免除の額は、以下のとおりとする。

(1)保育士修学資金貸付

第12条第1項(1)①に規定する業務に従事した期間を、貸付けを受けた期間の2分の5(過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(2)就職準備金貸付

第12条第1項(2)①に規定する業務に従事した期間を24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 被貸付者は、第1項の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書(様式第7-①号)又は就職準備金返還債務免除申請書(様式第7-②号)を会長に提出しなければならない。

(従事期間の計算)

第17条 従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から返還免除対象業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第18条 会長は、被貸付者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計)

第19条 本事業による貸付けの業務を行うに当たっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において、本事業の会計経理を明確にするものとする。

2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において

発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。

- 3 本事業を廃止した場合の返還金は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された修学資金等に相当する金額を青森県に返還するものとする。
- 4 会長は、毎会計年度当初に貸付事業計画書並びに貸付金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、青森県知事の承認を得なければならない。

(報告)

第 20 条 会長は、本事業による貸付けの業務の状況について、貸付事業報告書を作成し、毎会計年度終了後 2 月以内に、青森県知事に提出するものとする。

(その他)

第 21 条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 2 月 27 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

別表第1（第4条、第12条関係）

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・③に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ケ 企業主導型保育事業

別表第2（第12条関係）

- ア 児童福祉法第7条に規定する「児童自立支援施設」のうち、国立施設
- イ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設
- ウ 肢体不自由児施設「整肢療護園」
- エ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

別表第3（第12条関係）

- ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

- イ 学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- ク 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- i) 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - iii) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- コ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業